

**令和6年**

# **障害者総合支援法関係事業者説明会資料**

**(障害児支援関係の報酬改定について)**



**令和6年3月27日  
姫路市 障害福祉課**



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

- ・本説明会の内容は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における全ての情報を網羅しておりません。
- ・詳細については、事業者説明会ホームページに掲載している国資料、厚生労働省及び兵庫県のホームページを参照し、各自でご確認ください。

国資料（事業者説明会ホームページに掲載）	
①	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
②	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
③	障害福祉サービス費等の報酬算定構造
④	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（事業者向けリーフレット）
⑤	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（制度概要・全体説明資料）
⑥	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（事務担当者向け・詳細説明資料）

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

## 障害者総合支援法関係事業者説明会について（兵庫県）3月末掲載予定

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19\\_000000187.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000187.html)



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る質問受付について

質問に関しては、下記URLまたはQRコードから行ってください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1710316233092>

## (留意事項)

- 1回の質問につき、1つの質問内容でお願いします。質問が複数ある場合は、複数回に分けて問い合わせください。
- 回答については、事業所等を所管する部署から行います。
- 質問内容によっては、国等に確認する必要があるため、回答まで時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 問い合わせ後に表示される到達番号を、お手元で保管しておいてください。



放デイ：放課後等デイサービス

児発：児童発達支援

## 目次①

改定の概要	対象サービス
①障害児支援における共通の改定事項	全サービス
①総合的な支援の推進	放デイ、児発
②事業所の支援プログラムの作成・公表 (基準・報酬)	放デイ、児発、 居宅訪問型児童 発達支援
③基本報酬における きめ細かい評価	放デイ、児発
④延長支援加算の見直し	放デイ、児発
⑤専門的支援実施加算	放デイ、児発
⑥自己評価・保護者評価の充実	放デイ、児発
⑦関係機関連携加算	放デイ、児発
⑧事業所間携加算	放デイ、児発
⑨通所自立支援加算	放デイ
⑩自立サポート加算	放デイ
⑪医療連携体制加算 (Ⅶ)	放デイ、児発

改定の概要	対象サービス
⑫主として重症心身障害児の基本報酬	放デイ、児発
⑬入浴支援加算	放デイ、児発
⑭送迎加算	放デイ、児発
⑮強度行動障害児支援加算	児発
⑯強度行動障害児支援加算	放デイ
⑰集中支援加算	放デイ、児発
⑱児童発達支援の個別サポート加算 (Ⅰ)	児発
⑲放課後等デイサービスの 個別サポート加算 (Ⅰ)	放デイ
⑳個別サポート加算 (Ⅱ)	放デイ、児発
㉑個別サポート加算 (Ⅲ)	放デイ
㉒家族支援加算	放デイ、児発
㉓子育てサポート加算	放デイ、児発



## 目次②

改定の概要	対象サービス
②④保育・教育等移行支援加算	児発
②⑤効果的な支援の確保・促進	保育所等訪問支援
②⑥関係機関連携加算	保育所等訪問支援
②⑦自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入	保育所等訪問支援
②⑧訪問支援員特別加算	保育所等訪問支援
②⑨ケアニーズ対応加算	保育所等訪問支援
③⑩強度行動障害児支援加算	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
③⑪多種職連携支援加算	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
③⑫訪問支援員特別加算	保育所等訪問支援
③⑬家族支援加算	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援



## ①障害児支援における共通の改定事項

<b>重要</b> 全サービス	個別支援計画を <b>相談支援事業所に交付</b> しなければなりません。
<b>重要</b> 放デイ 児発	基本報酬が <b>支援時間別</b> に区分されます。時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定するため、 <b>個別支援計画に支援の提供時間を定めなければなりません。</b>
全サービス	障害福祉サービス等の <b>基本報酬の見直し</b> について 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（別紙1）を参照してください。



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>①総合的な支援の推進</p>	<p>放デイ 児発</p> <p>居宅訪問 型児童発 達支援</p>	<p>支援の提供に当たっては、<b>5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）</b>を含む運営基準や個別支援計画を作成しなければならない。</p>	<p>国が参考様式や実施手順のガイドラインを発出予定（令和6年4月頃）</p>
<p>②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）</p>	<p>放デイ 児発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>5領域</b>との関連性を明確にした事業所における<b>支援の実施に関する計画（支援プログラム）</b>を作成し、その公表しなければならない。</li> <li>・ <b>令和7年3月31日までは努力義務</b></li> </ul>	<p><b>支援プログラム未公表減算</b> 所定単位数の<b>85%</b>を算定</p> <p><b>令和7年4月1日から適用</b></p>
<p><b>見直し</b></p> <p>③基本報酬におけるきめ細かい評価</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p><b>（時間区分の創設）</b> 基本報酬が支援時間による区分によって</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「<b>30分以上1時間30分以下</b>」 ○○単位/日</li> <li>②「<b>1時間30分超3時間以下</b>」 ○○単位/日</li> <li>③「<b>3時間超5時間以下</b>」 ○○単位/日</li> </ul> <p>の3区分に分かれた。</p> <p><b>重要</b> 個別支援計画に支援の提供時間を定めることが必要</p> <p><b>（支援時間の下限の設定）</b> 支援時間が30分未満は基本報酬の算定対象から原則除外する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>5時間以上の支援</b>については、預かりニーズに対応した延長支援として、<b>延長支援加算（改定の概要④）</b>により評価を行う。</li> <li>・ <b>時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定</b>することを基本としつつ、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、<b>実支援時間で判定</b>すること。</li> <li>・ 欠席時対応加算（Ⅱ） （利用時間30分以下）は廃止</li> </ul>

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>④延長支援加算の見直し</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定できる。</p> <p>【改定後】延長支援加算</p> <p><b>障害児</b></p> <p>①「1時間分以上2時間未満」 92単位/日          ②「2時間以上」 123単位/日          ③「30分以上1時間未満」(※) 61単位/日</p> <p><b>重症児</b></p> <p>①「1時間分以上2時間未満」 192単位/日          ②「2時間以上」 256単位/日          ③「30分以上1時間未満」(※) 128単位/日</p> <p><b>重要</b> 個別支援計画に延長支援の時間等を定めることが必要</p> <p>支援の前後ともに行う場合は延長支援時間は<b>いずれも1時間以上</b>とすること。</p> <p>(※) 延長時間30分以上1時間未満の区分は、<b>利用者の都合等</b>で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能。</p>	<p>【主な要件】</p> <p>①支援時間が<b>5時間</b>（放デイ平日は<b>3時間</b>、学校休業日<b>5時間</b>）である児を受け入れることとしていること。</p> <p>②運営規程に定められている<b>営業時間が6時間以上</b>であること（放デイ平日は除く）。</p> <p>③障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の<b>延長支援が必要な理由を確認</b>するとともに、<b>あらかじめ保護者の同意</b>を得ること。</p> <p>④上記の支援時間による支援の前後に、<b>個別支援計画に位置付け延長支援（1時間以上）を行うこと</b>（支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）。</p> <p>⑤延長支援を行う時間帯に<b>職員を2名以上</b>（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち<b>1以上は基準により置くべき職員</b>（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には<b>看護職員等を配置</b>すること）</p>





個別支援計画における、令和6年4月から10月までの取扱いについて **(経過措置)**

<b>対象となる障害児</b>	<b>令和6年4月30日までに</b> 当該事業所の <b>利用を開始</b> している障害児
<b>添付資料</b>	国から通知された下記資料を事業者説明会のホームページに掲載しています。 ①「個別支援計画参考様式」（別紙1-1：個別支援計画書、別紙1-2：個別支援計画表） ②「個別支援計画表（記入例）」
<b>対応方法</b>	「個別支援計画参考様式」の別紙1-2「個別支援計画表」を活用し、 <b>個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等</b> を定め、 <u>現行の個別支援計画</u> とあわせることにより対応すること。
<b>経過措置期限</b>	<b>令和6年10月31日まで</b>
<b>留意事項</b>	・計画時間については、あらかじめ保護者に <b>説明の上、同意を得ること</b> 。 ・延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。



**令和6年5月以降に新規で利用する障害児**については、  
**下記③の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要です。**

①対象となる障害児	令和6年5月以降に新規で利用する障害児
②添付資料	国から通知された下記資料を事業者説明会のホームページに掲載しています。 ①「個別支援計画参考様式」（別紙1-1：個別支援計画書、別紙1-2：個別支援計画表） ②「個別支援計画表（記入例）」
③個別支援計画に必要な記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間区分の導入に伴う、個々の障害児の<b>日々の支援に係る計画時間等</b></li><li>・ 延長支援加算の見直しに伴う、個々の障害児の<b>日々の延長支援時間等</b></li><li>・ 個々の障害児の<b>5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点</b>を踏まえた取組等</li></ul>
④お知らせ	<b>個別支援計画の記載に当たつての留意点及び記載例</b> については、 <u>後日、国からガイドラインが発出される予定</u> です。



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>⑤<b>専門的支援実施加算</b></p>	<p>放デイ 児発</p>	<p><b>専門的支援実施加算</b>は、専門職員による個別・集中的な専門的支援を計画的に実施した場合に算定できる。</p> <p><b>専門的支援実施加算 150単位/回</b></p> <p><b>専門的支援実施計画を作成することが必要</b></p> <p><b>対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定</b> <b>児童発達支援</b>            限度回数4回（月利用日数12日未満の場合）            限度回数6回（同12日以上の場合）</p> <p><b>放課後等デイサービス</b>            限度回数2回（月利用回数6日未満の場合）            限度回数4回（同6日以上12日未満の場合）            限度回数6回（同12日以上の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>理学療法士等を配置</b>（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための<b>専門的支援実施計画を作成</b>し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、<b>専門的支援は個別での実施を基本</b>としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること。</li> <li>・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと</li> <li>・計画の作成・見直しに当たって、<b>対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること。</b></li> <li>・対象児ごとの支援記録を作成すること</li> </ul>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>⑥ 自己評価・保護者評価の充実</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>当該事業所の<b>従業者による評価</b>を受けた上で<b>自己評価</b>を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（<b>保護者評価</b>）を受けて、その改善を図らなければならない。</p>	<p><b>国が参考様式や実施手順のガイドラインを発出予定（令和6年4月頃）</b></p>
<p><b>見直し</b></p> <p>⑦ 関係機関連携加算</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>関係機関連携加算について、対象となる関係機関に<b>医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外</b>に情報連携を行った場合の評価を行う。</p> <p>【改定後】</p> <p>関係機関連携加算（Ⅰ）<b>250単位/回</b>（月1回を限度）…①  <b>関係機関連携加算（Ⅱ）200単位/回（月1回を限度）</b>…②  <b>関係機関連携加算（Ⅲ）150単位/回（月1回を限度）</b>…③            関係機関連携加算（Ⅳ）200単位/回（1回を限度）…④</p>	<p>① 保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合</p> <p>② 保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合</p> <p>③ 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合</p> <p>④ 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合</p>
<p><b>New</b></p> <p>⑧ 事業所間携加算</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p><b>セルフプラン</b>で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定できる。</p> <p><b>事業所間連携加算（Ⅰ）500単位/回（月1回を限度）</b>…①  <b>事業所間連携加算（Ⅱ）150単位/回（月1回を限度）</b>…②</p> <p><b>対象事業所は、別途連絡します。</b></p>	<p>セルフプランで複数事業所利用の場合には、<b>市町村がコーディネートの中核となるコア連携事業所</b>を定める。</p> <p>① 連携・取組の中心となる<b>コア連携事業所</b>に対しての加算</p> <p>② <b>コア連携事業所以外</b>の事業所に対しての加算</p> <p>複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定できない。</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>⑨通所自立支援加算</p>	放デイ	<p>こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、<b>通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に算定できる。</b></p> <p><b>通所自立支援加算 60単位/回</b> <b>(算定開始から3月を限度)</b></p> <p>自立しての通所に必要な知識等（<b>移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等</b>）を習得するための<b>助言・援助等の支援</b>を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、<b>個別支援計画に位置付けること。</b></li> <li>・<b>児童一人につき職員一人の同行を基本とする</b>が、児童の障害特性や状況等も踏まえて安全が確保されると判断される場合には、複数人の児童につき職員一人の同行とすることも可能とする。</li> <li>・通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、<b>安全計画に位置付けていること。</b></li> <li>・<b>加算対象児ごとの支援記録</b>を作成すること。</li> <li>・重症心身障害児は対象とならない</li> </ul>
<p><b>New</b></p> <p>⑩自立サポート加算</p>	放デイ	<p><b>高校生（2年生・3年生に限る）</b>について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定できる。</p> <p><b>自立サポート加算 100単位/回</b> <b>(月2回を限度)</b></p> <p><b>自立サポート計画を作成することが必要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる児の個別支援計画を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための<b>自立サポート計画を作成すること。</b></li> <li>・児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること。</li> <li>・<b>加算対象児ごとの支援記録</b>を作成すること。</li> </ul>

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>見直し</b></p> <p>⑪ 医療連携体制加算（Ⅶ）</p>	放デイ 児発	<p>医療連携体制加算（Ⅶ）は、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に算定できる。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>医療連携体制加算（Ⅶ） 250単位/日</b></p> <p>評価の見直しを行うとともに、<b>主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障害児に対し指定通所支援を行った場合の基本報酬が算定されていた障害児については医療連携体制加算（Ⅶ）を算定することができないとされていたが、<b>令和6年度報酬改定後は当該障害児についても算定可能とするもの。</b></li> <li>医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定できない。</li> </ul>
<p><b>見直し</b></p> <p>⑫主として重症心身障害児の基本報酬</p>	放デイ 児発	<p>重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、<b>定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。</b></p> <p><b>個別支援計画に支援の提供時間を定めることが必要</b></p> <p><b>【改定後】</b>  重症心身障害児を通わせる事業所（放デイ、児発）  <b>利用定員が5人以上7人以下 2131単位/日</b>  <b>利用定員が8人以上10人以下 1347単位/日</b>  <b>利用定員11人以上 850単位/日</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、<b>時間区分創設の見直しは行わない。</b></li> <li><b>支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。</b></li> </ul>
<p><b>New</b></p> <p>⑬入浴支援加算</p>	放デイ 児発	<p>医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定できる。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>入浴支援加算（児発） 55単位/回（月8回を限度）</b>  <b>入浴支援加算（放デイ） 70単位/回（月8回を限度）</b></p> <p><b>* 通所決定保護者から利用者負担を求めることはできません。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、<b>安全計画に位置付けていること。</b></li> <li>事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて<b>個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること。</b></li> </ul>





改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>⑭送迎加算</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、体制確保を求めた上でさらなる加算を行うもの。</p> <p>【改定後】</p> <p>&lt;主として重症心身障害児を支援する事業所以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児 54単位/回</li> <li>・重症心身障害児 +40単位/回</li> <li>・医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合） +80単位/回</li> <li>・医療的ケア児（その他の場合） +40単位/回</li> </ul> <p>※医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。</p> <p>&lt;主として重症心身障害児を支援する事業所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児 40単位/回</li> <li>・医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合） 80単位/回</li> <li>・医療的ケア児（その他の場合） 40単位/回</li> </ul>	<p>【主な要件】</p> <p>①車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行うこと。</p> <p>②重症心身障害児の送迎の加算（40単位）については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗すること。</p> <p>③医療的ケア児の送迎の加算（40単位）については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）1以上が同乗すること。</p>
<p>見直し</p> <p>⑮強度行動障害児支援加算</p> <p>児童発達支援</p>	<p>児発</p>	<p>強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。</p> <p>【改定後】</p> <p>強度行動障害児支援加算 200単位/日 （加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合。</p>	<p>【主な要件】</p> <p>①実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、支援計画シート（3月に1回見直し要）を作成。</p> <p>②支援を行う主体は実践研修修了者を基本とするが、基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者（児発管でも可）が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと。</p> <p>③共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする</p>

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>⑩強度行動障害児支援加算</p>	放デイ	<p>強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日…①</b>  <b>強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日…②</b>  <b>(加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日)</b></p> <p>①強度行動障害支援者養成研修（<b>実践研修</b>）を修了した職員を配置し、<b>強度行動障害を有する児（児基準20点以上）</b>に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合</p> <p>②強度行動障害支援者養成研修（<b>中核的人材養成研修</b>）を修了した職員を配置し、<b>強度行動障害を有する児（児基準30点以上）</b>に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合</p>	<p><b>【主な要件】</b></p> <p>①<b>実践研修修了者を1以上配置</b>（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、<b>支援計画シート（3月に1回見直し要）</b>を作成。</p> <p>②支援を行う主体は実践研修修了者を基本とするが、基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者（児発管でも可）が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと。</p> <p>③共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする。</p>





改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p data-bbox="104 625 198 668">New</p> <p data-bbox="71 729 394 768">⑰集中的支援加算</p>	<p data-bbox="440 696 540 768">放デイ 児発</p>	<p data-bbox="606 354 1661 525">本加算は、<b>強度行動障害を有する児者</b>の状態が悪化した場合に、<b>広域的支援人材</b>が事業所等を訪問し、<b>集中的な支援</b>を行った場合、<b>3月以内の期間に限り1月に4回を限度</b>として所定単位数を加算できる。</p> <p data-bbox="606 618 1202 656"><b>集中的支援加算 1000単位/日</b></p> <p data-bbox="606 729 1302 768"><b>集中的支援計画を作成することが必要</b></p> <p data-bbox="606 839 1661 1015">【対象となる児】 <b>強度行動障害を有する児（児基準20点以上）</b>であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（<b>申請に基づき市町村が判定</b>）</p> <p data-bbox="606 1110 1355 1149">* 強度行動障害児支援加算との併算定は可能</p>	<p data-bbox="1719 244 1905 282">【主な要件】</p> <p data-bbox="1702 289 2451 504">①<b>広域的支援人材（都道府県・政令市・児相設置市が認めた者）</b>を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと。</p> <p data-bbox="1702 511 2451 768">②「集中的支援」については、<b>集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成</b>し、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること。</p> <p data-bbox="1702 775 2451 903">④<b>集中的支援実施計画</b>について、広域的支援人材と共同し、<b>概ね月に1回以上の頻度で見直し</b>を行うこと。</p> <p data-bbox="1702 911 2451 989">⑤対象児の状況及び<b>支援内容について記録</b>を行うこと。</p> <p data-bbox="1702 996 2451 1075">⑥集中的支援を実施すること及びその内容について、<b>保護者に説明し、同意</b>を得ること</p> <p data-bbox="1702 1082 2451 1260">⑦支援にあたっては対象児の<b>障害児相談支援事業所とも緊密に連携</b>すること（セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげること）</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>見直し</b></p> <p>⑱ 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）</p>	<p>児発</p>	<p>本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定できる。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日</b></p> <p>* 主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合は算定できない。</p> <p><b>対象児については、事業所ごとに別途お知らせします。</b></p>	<p><b>対象となる児</b>  ※現行とは異なることに留意  <b>（乳幼児等サポート調査表は廃止）</b></p> <p>①重症心身障害児  ②身体に重度の障害がある児童  <b>（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）</b>  ③重度の知的障害がある児童  <b>（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）</b></p>
<p><b>見直し</b></p> <p>⑲ 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）</p>	<p>放デイ</p>	<p>本加算は、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①</b>  <b>120単位/日…②</b></p> <p>就学児サポート調査表とは  厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）</p> <p><b>対象児については、事業所ごとに別途お知らせします。</b></p>	<p>①ケアニーズの高い障害児（<b>就学児サポート調査表</b>の各項目において算出した合計が<b>13点以上の障害児</b>）に対して支援を行った場合。  ②著しく重度の障害児（就学児サポート調査表において、<b>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助</b>を必要とするとされた障害児）に対して支援を行った場合。  ②①の障害児に対して、<b>強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置</b>（常勤・常勤換算ではなく単なる配置で可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>⑳個別サポート加算(Ⅱ)</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>本加算は、<b>要保護・要支援児童</b>に対して、<b>児童相談所</b>や<b>こども家庭センター等</b>と連携して支援を行った場合に算定できる。</p> <p>【改定後】 <b>個別サポート加算(Ⅱ) 150単位/日</b></p> <p>【対象となる児】 <b>要保護・要支援児童</b>(児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児)</p> <p>本加算を算定している場合にあっては、関係機関連携加算(Ⅲ)は算定できない。</p>	<p>【主な要件】</p> <p>①<b>児童相談所</b>や<b>こども家庭センター等</b>の公的機関、<b>要保護児童対策地域協議会</b>又は<b>医師</b>(連携先機関等)と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、<b>児童発達支援計画</b>に位置づけ、<b>通所給付決定保護者の同意</b>(保護者に説明することが<b>適当ではない場合は要検討</b>)を得ること。</p> <p>②連携先機関等と、障害児が<b>要保護児童</b>又は<b>要支援児童</b>であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</p> <p>③支援の状況等を<b>6月に1回以上(現行年1回以上)</b>関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること。</p> <p>④市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>②1個別サポート加算(Ⅲ)</p>	<p>放デイ</p>	<p>本加算は、<b>不登校の状態にある障害児</b>について、<b>学校との連携</b>を緊密に図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定できる。</p> <p>【改定後】  <b>個別サポート加算(Ⅲ) 70単位/日</b></p> <p>【対象となる児童】  <b>不登校の状態にある障害児</b>とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校が不登校の状態であると認める児童とする。</p> <p>本加算を算定している場合、関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定はできない。</p>	<p>【主な算定要件】</p> <p>①あらかじめ<b>通所給付決定保護者の同意</b>を得た上で、学校と日常的な連携を図り、<b>個別支援計画に位置づけて</b>支援を行うこと。</p> <p>②個別支援計画の作成に当たっては、<b>学校と連携して作成</b>を行うこと。</p> <p>③<b>学校との情報共有</b>については、<b>月に1回以上</b>行うこと。その要点について記録を行うこと。</p> <p>④障害児の家族と連携を図り、<b>家族への相談援助</b>（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を<b>月1回以上</b>行うこと。その要点について記録を行うこと。（なお、当該相談援助については家族支援加算の算定は不可）</p> <p>⑤<b>1ヶ月に1回以上</b>は、<b>障害児の不登校の状態</b>が継続されているか否かについて、<b>学校に確認</b>をすること。</p> <p>⑥市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p data-bbox="78 562 173 605">New</p> <p data-bbox="71 661 336 699">②家族支援加算</p> <p data-bbox="71 749 392 858">家庭連携加算と事業所内相談支援加算の統合</p>	<p data-bbox="443 725 542 796">放デイ 児発</p>	<p data-bbox="596 275 1607 358">本加算は、<b>障害児の家族（きょうだいを含む）</b>に対して、相談援助等を行った場合に算定できる。</p> <p data-bbox="614 408 766 446">【改定後】</p> <p data-bbox="596 451 1212 489"><b>家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）</b></p> <p data-bbox="596 494 1607 576">入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して<b>個別</b>に相談援助等を行った場合</p> <ul data-bbox="596 581 1531 758" style="list-style-type: none"> <li>・<b>居宅を訪問</b>（所要時間1時間以上） <b>300単位/回</b> （所要時間1時間未満） <b>200単位/回</b></li> <li>・<b>事業所等で対面</b> <b>100単位/回</b></li> <li>・<b>オンライン</b> <b>80単位/回</b></li> </ul> <p data-bbox="596 803 1212 842"><b>家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）</b></p> <p data-bbox="596 846 1607 929">入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して<b>グループ</b>での相談援助等を行った場合</p> <ul data-bbox="596 933 1531 1016" style="list-style-type: none"> <li>・<b>事業所等で対面</b> <b>80単位/回</b></li> <li>・<b>オンライン</b> <b>60単位/回</b></li> </ul> <p data-bbox="596 1072 1607 1240">※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。</p>	<p data-bbox="1676 208 1862 247">【主要要件】</p> <p data-bbox="1651 251 2481 379">①あらかじめ<b>通所給付決定保護者の同意</b>を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、<b>個別支援計画に位置付け</b>て計画的に実施すること。</p> <p data-bbox="1651 384 2481 512">②事業所等及びオンラインでの相談援助については<b>原則として30分以上</b>行うこと（家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りでない）。</p> <p data-bbox="1651 516 2481 645">③<b>オンラインの場合、原則としてカメラ有</b>で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）。</p> <p data-bbox="1651 649 2481 912">④<b>グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組</b>として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。</p> <p data-bbox="1651 916 2379 955">⑤相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p data-bbox="1676 1005 1862 1043">【特記事項】</p> <ul data-bbox="1651 1048 2481 1310" style="list-style-type: none"> <li>・<b>加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可</b>（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）。</li> <li>・個別とグループの相談援助を<b>同一の日</b>に実施した場合、<b>加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能</b>。</li> </ul>





改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>②子育てサポート加算</p>	<p>放デイ 児発</p>	<p>本加算は、<b>家族に支援場面の観察や参加等の</b>こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方を理解を促進する<b>機会を提供</b>及び<b>相談援助等</b>の支援を行った場合に算定できる。</p> <p>【改定後】 <b>子育てサポート加算 80単位/回（月4回を限度）</b></p> <p>* 子育てサポート加算を算定する相談援助等について、家族支援加算は算定できない。</p>	<p>【主な要件】</p> <p>①あらかじめ<b>通所給付決定保護者の同意</b>を得た上で、基準に置くべきとされている従業者が、<b>個別支援計画に位置付けて</b>計画的に実施すること。</p> <p>②「<b>機会の提供</b>」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、<b>家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本</b>とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場面を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない。</p> <p>③「<b>相談援助等</b>」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせた丁寧に支援を行うこと。</p> <p>④複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。<b>従業者1人につき最大5世帯まで</b>を上限とする。</p> <p>⑤家族等への支援内容の要点に関する記録を行うこと</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p data-bbox="78 529 188 576">見直し</p> <p data-bbox="66 672 407 753">②4 保育・教育等移行支援加算</p>	<p data-bbox="453 696 522 732">児発</p>	<p data-bbox="624 187 1615 311">本加算は、障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、<b>保育所等に通うことになった場合の移行に向けた取組等</b>（小中高への入学は不可）について評価を行う加算である。</p> <p data-bbox="647 408 792 444">【改定後】</p> <p data-bbox="624 451 1075 486"><b>保育・教育等移行支援加算</b></p> <p data-bbox="624 494 1113 529">①<b>退所前</b>に移行に向けた取組</p> <p data-bbox="1003 536 1500 572">500単位／回（2回を限度）</p> <p data-bbox="624 579 1485 615">②<b>退所後</b>に居宅等を訪問して相談援助を行った場合</p> <p data-bbox="1003 622 1500 658">500単位／回（1回を限度）</p> <p data-bbox="624 665 1559 701">③<b>退所後</b>に<b>保育所等を訪問</b>して助言・援助を行った場合</p> <p data-bbox="1003 708 1500 743">500単位／回（1回を限度）</p> <p data-bbox="624 851 1615 929">・本加算は、<b>退所前の移行支援については退所日</b>に、また、<b>退所後の支援については実施日（訪問日）</b>に算定すること。</p> <p data-bbox="624 979 1600 1058">・関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定できない。</p> <p data-bbox="624 1108 1600 1243">・退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、<b>小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない。</b></p>	<p data-bbox="1666 165 1854 201">【主な要件】</p> <p data-bbox="1651 208 2474 329">・障害児及び家族の意向や課題を把握し、<b>あらかじめ通所給付決定保護者の同意</b>を得た上で、<b>個別支援計画に位置付けて</b>計画的に実施すること。</p> <p data-bbox="1651 379 2474 686">・<b>退所前の保育・教育等移行支援</b>については、<b>退所前6か月以内</b>に移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。</p> <p data-bbox="1651 736 2474 908">・<b>退所後の居宅等</b>を訪問しての相談援助においては、<b>退所後30日以内</b>に障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。</p> <p data-bbox="1651 958 2474 1129">・<b>退所後の移行先施設</b>を訪問しての助言援助においては、<b>退所後30日以内</b>に移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと。</p> <p data-bbox="1651 1179 2474 1258">・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと。</p>



改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>見直し</b></p> <p>②効果的な支援の確保・促進</p> <p><b>保育所等訪問支援</b></p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p>①個別支援計画の作成に当たりについて、保育所や学校等の訪問先と会議を開催し、個別支援計画についての意見を求め作成・見直しを行うこと。</p> <p>②訪問支援の提供時間を個別支援計画に定めることとし、その時間は<b>30分以上</b>とする。</p> <p>※<b>30分未満の支援</b>の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で<b>市町村が認めた場合に限り、算定可能</b>とする。</p> <p>③訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、<b>オンラインの活用を推進</b>する。</p>	<p><b>個別支援計画に訪問支援の提供時間を定めることが必要</b></p>
<p><b>New</b></p> <p>②6関係機関連携加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p>本加算は、保育所・学校等の訪問先施設に加えて、<b>児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携</b>を図るため、会議を開催等して当該関係機関と情報連携を行った場合に算定するもの。</p> <p>【改定後】  <b>関係機関連携加算 150単位/回</b>  <b>(月1回を限度)</b></p>	<p>【主な要件】</p> <p>①<b>あらかじめ給付決定保護者の同意</b>を得ること。</p> <p>②関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること。</p> <p>③関係機関との間で、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための<b>会議を開催</b>等し、情報共有・連絡調整を行うこと。なお、会議は<b>オンラインの活用も可能</b>。</p> <p>③会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うこと。なお、個別支援計画を作成等する場合の会議についても算定可能。</p> <p>④会議や日常的な連携の実施と、情報連携の要点について、記録を行うこと。</p>





改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>⑳ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入</p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p>運営基準において、事業所に対して、<b>自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに</b>、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、<b>未実施減算については、1年の経過措置期間</b>を設ける。</p> <p>【改定後】  <b>自己評価等未公表減算所定単位数の85%を算定</b>  ※保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合</p> <p style="text-align: right;"><b>令和7年4月1日から適用</b></p>	<p>国が参考様式や実施手順のガイドラインを发出予定（令和6年4月頃）</p>
<p><b>見直し</b></p> <p>㉑ 訪問支援員特別加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p>訪問支援員特別加算について、<b>配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直し</b>を行う。</p> <p>【改定後】  <b>訪問支援員特別加算（Ⅰ）850単位/日…①</b>  <b>訪問支援員特別加算（Ⅱ）700単位/日…②</b></p> <p>① ①若しくは②に規定する期間が<b>10年以上の者</b>又は③に規定する期間が<b>5年以上の者</b>を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと</p> <p>② ①若しくは②に規定する期間が<b>5年以上の者</b>又は③に規定する期間が<b>3年以上の者</b>を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと</p>	<p>① <b>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員</b>の資格を取得後、障害児に対する<u>直接支援の業務、相談支援の業務</u>その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>② <b>児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員</b>又は<b>相談支援専門員</b>として配置された日以後、障害児に対する<u>直接支援の業務、相談支援の業務</u>その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>③ <b>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士</b>若しくは<b>看護職員</b>の資格を取得後又は<b>児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員</b>若しくは<b>相談支援専門員</b>として配置された日以後、<u>指定保育所等訪問支援</u>その他これに準ずる業務に従事した期間</p>

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>⑳ケアニーズ対応加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p>本加算は、著しく重度の障害児又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、保育所等訪問支援を行った場合に算定できる。</p> <p>【改定後】  <b>ケアニーズ対応加算 120単位/日</b></p> <p>※訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあつては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと。</p>	<p>【対象となる児童】</p> <p>①重症心身障害児</p> <p>②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）</p> <p>③重度の知的障害がある児童であること（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害）</p> <p>④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</p> <p>⑤医療的ケア児</p>
<p><b>New</b></p> <p>㉑強度行動障害児支援加算</p>	<p>保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>強度行動障害を有する児に対し支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合に算定できる。</p> <p>【改定後】  <b>強度行動障害児支援加算 200単位/日</b></p> <p>【対象となる児】  強度行動障害を有する児（児基準20点以上）</p>	<p>【主な要件】</p> <p>①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置（児発管でも可）、実践研修修了者による支援計画シート等（3月に1回程度見直し要）の作成</p> <p>②実践研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあつては、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること）</p>

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>③①多種職連携支援加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p> <p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>本加算は、<b>複数の職種</b>の異なる訪問支援員（専門性により事業所における配置・役割が異なる者）が支援を行った場合に、算定できる。</p> <p><b>【改定後】</b>  <b>多職種連携支援加算 200単位/回（月1回を限度）</b></p> <p>以下の①～⑦のうち、異なる資格・経験を有する訪問支援員であること。</p> <p>①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員</p>	<p><b>【主な要件】</b></p> <p>①<b>2以上の複数人の訪問支援員</b>により訪問支援を行うこと。複数人のうち<b>1人は、訪問支援員特別加算（改定の概要③②）を算定できる訪問支援員</b>であること。</p> <p>②複数人の訪問支援員は、<b>異なる専門性</b>を有していること。</p> <p>③あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携の必要性を<b>個別支援計画に明記し、給付決定保護者の同意</b>を得ること。</p> <p>④支援にあたる複数人が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと  ・訪問支援を行った後、<b>それぞれの専門性の観点から記録</b>を行うこと。</p>
<p><b>見直し</b></p> <p>③②訪問支援員特別加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p>	<p><b>【要件】</b></p> <p>&lt;訪問支援員特別加算（Ⅰ）&gt;  以下の①又は②に規定する期間が10年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと</p> <p>&lt;訪問支援員特別加算（Ⅱ）&gt;  以下の①又は②に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと</p> <p>①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p>	

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p><b>New</b></p> <p>③③家族支援加算</p>	<p>保育所等訪問支援</p> <p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>本加算は、<b>障害児の家族（きょうだいを含む）</b>に対して、相談援助等を行った場合に算定できる。</p> <p>改定後】  <b>家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）</b>            障害児の家族に対して<b>個別</b>に相談援助等を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅を訪問（所要時間1時間以上） <b>300単位/回</b></li> <li style="padding-left: 20px;">（所要時間1時間未満） <b>200単位/回</b></li> <li>・事業所等で対面 <b>100単位/回</b></li> <li>・オンライン <b>80単位/回</b></li> </ul> <p><b>家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）</b>            障害児の家族に対して<b>グループ</b>での相談援助等を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等で対面 <b>80単位/回</b></li> <li>・オンライン <b>60単位/回</b></li> </ul>	<p>【主な要件】</p> <p>①あらかじめ<b>通所給付決定保護者の同意</b>を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、<b>個別支援計画に位置付け</b>て計画的に実施すること</p> <p>②事業所等及びオンラインでの相談援助については<b>原則として30分以上</b>行うこと（家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りでない）</p> <p>③<b>オンラインの場合、原則としてカメラ有</b>で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）</p> <p>④グループでの相談援助については、<b>最大8世帯までを1組</b>として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。</p> <p>⑤相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p>

